

国営台湾鉄道株式会社旅客運送契約

交通部鉄道局 114 年 4 月 21 日鉄道営第 1143501309 号函承認

乗車日 114 年 6 月 23 日発効

第 1 章 総則

第 1 条

本運送契約は、鉄道運送規則第 73 条に基づき制定する。

第 2 条

本契約における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 失効票: 乗車券使用規定または乗車券に記載された情報に従わない乗車、身分不適合の乗車券の使用、区間外乗車または有効期間を過ぎた乗車券での乗車
- (2) 無票: 入場乗車時に乗車券を所持しない場合、乗車券または乗車券原本を所持しない場合、電子乗車券で入場乗車時に入場記録が記録されていない場合、乗車券確認時に乗車券または入場記録が記録された電子乗車券を提示できない場合、乗車券の有効区間を超過した場合、折返し乗車。国営台湾鉄道株式会社(以下、当社)が座席なし乗車券を発売しないと公示している列車または車両に同意なく乗車した場合
- (3) 異級票: 指定列車に乗車する際、前後で異なる等級の列車に乗り換える必要があるため、前後の乗車区間を 1 枚の乗車券として発行された乗車券
- (4) 区間外乗車: 旅客が所持する乗車券、乗車券に記載された有効区間外で、同一列車または同方向の列車に引き続き乗車すること
- (5) 誤乗: 旅客が乗車する列車の列車番号、車種、停車駅または時刻等の情報を誤解または誤判断し、乗車券に記載された情報と異なる列車に乗車すること
- (6) 優待: 法定身分に基づく割引
- (7) 優待: 当社の業務上の必要性に基づく割引
- (8) 乗車済区間: 旅客が始発駅から現在地まで、または乗車中の列車が旅客の始発駅から前方次の停車駅までの運行区間
- (9) 折返し乗車: 旅客が乗車券面(補票単を含む)の中間駅または終着駅で下車し、逆方向の列車に任意の駅まで再び乗車すること

(10) 途中下車:旅客が乗車券面に記載された出発・到着区間内の任意の中間停車駅で下車し、乗車券有効期間内に再び入場して乗車を継続する行為

第2章 営業時間および乗車券類の発売時間

第3条

各駅の営業時間は、各駅が公示する始発列車の出発時刻の30分前から最終列車の出発時刻の10分後までとする。ただし、営業時間外に旅客列車の業務を行う必要がある場合は、列車到着の30分前から出発後10分までの間営業する。

第4条

駅の乗車券類発売窓口の営業時間は駅の営業時間と同じとする。ただし、その他特殊な事情がある場合は、駅の公示時間に従って乗車券類を発売する。

第3章 運送契約の成立と運送拒否

第5条

以下の場合、当社は運送を承諾したものとみなし、運送契約が成立する。

- (1) 旅客が当社のウェブサイトまたは電話音声で乗車券を予約し、支払いを完了した場合
- (2) 旅客が駅の乗車券類発売窓口、乗車券類発売設備または指定された通路で乗車券類を購入した場合
- (3) 旅客が当社が公示する無人駅で乗車し、既に車両内に入った場合
- (4) 当社が旅客に運送証票または書類を交付した場合
- (5) 電子乗車券を使用し、電子乗車券設備に入場記録が記録された場合
- (6) その他法令の規定により契約が成立とみなされる場合

第6条

旅客が以下のいずれかの状況にある場合、当社は運送を拒否し、契約を解除または終了することができる。

- (1) 旅客が当社の運送規定、その他の法令規定、公序良俗に違反する場合
- (2) 鉄道運送に対し特別の責任または義務を要求する場合
- (3) 旅客が悪臭のある衣類を着用しているか、不潔な物品を携帯し、公衆衛生に影響を与える場合

- (4) 天災、事変等の不可抗力事由により運送が不可能な場合
- (5) 旅客が自己または他人に明らかに危害を加える恐れがあるか、または他人に嫌がらせをする行為がある場合
- (6) 旅客が乗車時に護送を必要とするが護送人がいない場合
- (7) 当社が運送に必要な施設または設備を有しない場合。ただし、法令により設置が義務付けられている施設または設備が設置されていない場合は、この限りではない。
- (8) 公衆衛生または社会の安寧を妨げるに足る伝染病に罹患している場合
- (9) 物品がその性質上、人または財産に損害を与える恐れがある場合
- (10) 旅客が駅または車内で、当社の公示または駅・車内係員の注意に従わず、乗車および待合秩序、安全、動線を妨げる行為があり、注意しても改善されない場合

第7条

旅客の運送が前条第7号ただし書の規定に適合する場合、当社は適切な方法で運送を手配する。

第8条

旅客が鉄道法第71条各号の規定に違反し乗車できない場合、残りの区間の運賃は払い戻さない。

第4章 乗車券類の発売・運賃計算規定

第9条

当社が発売する乗車券種別、使用資格および注意事項は以下の通りとする。

- (1) 全票(大人券):敬老票(敬老乗車券)、愛心票・愛陪票(身障者用乗車券)および児童票(小児券)の資格に該当しない旅客
- (2) 敬老票:
 - 1. 「老人福利法」に基づき、満65歳以上の国民または永久居留証を所持し、国内公共交通機関優待の永久居留権が記載されている者は、乗車時に敬老票を使用できる。
 - 2. 高齢者の年齢計算は、乗車日当日を基準とする。
- (3) 愛心票および愛陪票:
 - 1. 当局が発行した有効な身体障害者証明書を所持する国民は、乗車時に愛心票を使用できる。

2. 当局が発行した有効な身体障害者証明書の「必要な介助者優遇措置」欄に「国内公共交通機関」の文字が記載されている場合、その必要な介助者 1 名は愛心票の優遇(乗車券面に愛陪乗車券と表示)を享受できる。

3. 必要な介助者は身体障害者と同行し、同じ駅から入場・出場しなければならない。同行せず同じ駅から入場・出場しない場合は、全票を使用しなければならない。

(4) 児童票(乗車券面に「孩童票」と表示、以下同じ)：

1. 「児童及び少年福利及び権益保障法」に基づき、12 歳未満は子供とし、児童票を購入できる。12 歳以上の者は、身長に関わらず普通乗車券を購入しなければならない。

2. 身長 115 センチ未満の子供は無料とする。115 センチ以上 150 センチ未満の子供は児童票を使用する。150 センチ以上の子供は全票を使用する。

3. 身長 115 センチ以上 6 歳未満の子供は、身分証明書を提示すれば無料とする。身長 150 センチ以上 12 歳未満の子供は、身分証明書を提示すれば児童票を使用できる。

4. 無料乗車の対象となる子供は、全票を購入した旅客または成年の旅客が同伴し、1 人につき 2 名を上限とする。上限を超える部分は、児童票を購入しなければならない。

5. 無料乗車の対象となる子供には、座席指定サービスは提供しない。指定列車の座席を占有して乗車する場合は、児童票を購入しなければならない。

6. 子供の年齢計算は、乗車日当日を基準とする。

(5) 団体乗車券

(6) その他、業務上の必要性に応じて公示し発行する乗車券

前項第 6 款のその他の乗車券名称、使用規定、注意事項は、当社が別途利用規約を公式サイト、台鉄 e 予約アプリ、駅または乗車券に公示して明記する。利用規約が定められていない場合は、本契約の各条項を適用する。

第 10 条

旅客は予約完了後、当社が公示する発券時間内に支払い、発券を完了しなければならない。駅で購入する場合は、購入時に支払いを完了する。

特別列車および貸切列車の費用支払いは、当社と旅客との間で合意された期間内に完了する。

前 2 項が公示期間または合意期間内に支払い、発券が完了しない場合、運送契約は直ちに解除され、当社は団体旅客、特別列車、貸切列車等に対し違約金を徴収することができる。

前項の違約金は、以下の規定に従って徴収する。団体旅客、特別列車、貸し切り旅客の場合、団体乗車券の払戻手数料、予約金または手付金とし、その最高額は徴収すべき運賃の40%を超えないものとする。

第11条

運賃計算は、以下の通りとする。

(1) 各等級列車運賃率：

1. 自強号および同等級列車：1人1キロメートルあたり3.39円
2. 莒光号および同等級列車：1人1キロメートルあたり2.61円
3. 区間車および同等級列車：1人1キロメートルあたり2.18円

(2) 運賃計算方法：

1. 運賃は各等級列車運賃率に実際の走行距離を乗じたもので、1円未満は四捨五入して元単位とする。ただし、片道10キロメートル未満の場合は10キロメートルとして運賃を計算する。
 2. 支線の運賃計算の最低距離は10キロメートルとし、3.5キロメートルごとに1区間とする。10キロメートルを超える場合は3.5キロメートルごとに7円を徴収し、3.5キロメートル未満の場合は3.5キロメートルとして運賃を計算する。
 3. 旅客が彰化以南の各駅から竹南以北の各駅（またはその逆方向）へ、山線または海線を経由する場合、山線距離で計算する。ただし、山線と海線の間で乗車する場合は、実際の距離で計算する。
 4. 距離計算の最小単位は0.1キロメートルとする。
- (3) 貸切車両の料金は、車両定員数に列車等級運賃を乗じて計算する。実際の乗車人数が定員数を超える場合は、実際の乗車人数で計算し、全票旅客として徴収するか、または当社が公示する徴収方法で計算する。
- (4) 騰雲座艙、特別列車、観光列車等の運賃は、各等級列車または車両運賃率の制限を受けない。
- (5) 旅客が同時に複数の割引（優待を含む）に該当する場合、当社が別途公示および規定する場合を除き、いずれか一つのみを適用し、重複して割引は適用されない。

第12条

乗車券類の事前発売期間、1人1日の予約枚数および予約方法は、当社の公示に従う。

第5章 乗車券類の有効時間・使用規定および注意事項

第13条

乗車券の有効期間は以下の通りとする。

(1) 一般乗車券(個人乗車券および団体乗車券)：

1. 列車番号が指定された対號列車の乗車券類は、乗車券に記載された日付、列車番号および区間内で有効。
2. 列車番号を指定しない對號列車の乗車券類および非對號列車の乗車券類は、乗車券に記載された日付の営業時間および区間内で有効。
3. その他当社が乗車券有効と認める場合、指定された有効期限まで有効。

(2) 定期乗車券：定期乗車券利用規約の規定に従う。

(3) 電子乗車券：「国営台湾鉄道株式会社多機能電子乗車券乗車運営規定」に従う。

(4) その他当社が発行する乗車券類に関しては、公示および乗車券に記載された有効期間に従う。

第14条

旅客が団体乗車券を所持する場合、有効な団体乗車券、団体座席券を所持して乗車しなければならない。違反した場合は、失効票として精算を行う。

団体乗車券の最低構成人数、事前発売期間、支払期限、払いもどし(変更)規定は、当社の公示に従う。

第15条

乗車券購入時の注意事項は、以下の通りとする。

(1) 旅客は窓口で乗車券を購入または受け取る際、乗車券情報が正しいことを確認し、釣銭を受け取る際にその場で確認すること。誤りを発見した場合は、直ちに係員に訂正を要求することができ、払戻手数料は徴収しない。発売窓口を離れた後に発見した場合は、当社の乗車変更および払戻規定に従う。

(2) 旅客が窓口で記名式乗車券を購入または受け取る際、政府発行の写真付き(児童健保カードは除く)、身分証明書番号および生年月日が記載された有効な身分証明書原本(身分証明書、パスポート、運転免許証、健康保険カードまたは身体障害者証明書等)を携帯し、当社の確認を受けなければならない。また、当社が乗車券面に本人を識別できる内容(氏名、身分証明書番号)を記載することに同意しなければならない。前述の内容の乗車券面への記載を拒否する場合、当社は記名式乗車券の発売を拒否する。

(3) 愛心票、愛陪票、敬老票、児童票を購入する際、当社は政府発行の写真付き(児童健保カードは除く)、身分証明書番号および生年月日が記載された有効な関連身分証明書原本(身分証明書、パスポート、運転免許証、健康保険カードまたは身体障害者証明書等)の提示を求め、関連情報を記録することができる。

(4) 本条第2款および第3款の乗車券で乗車する際、政府発行の写真付き(児童健保カードは除く)、身分証明書番号および生年月日が記載された有効な関連身分証明書原本(身分証明書、パスポート、運転免許証、健康保険カードまたは身体障害者証明書等)を携帯し、確認に供しなければならない。

(5) 各乗車券種別の運賃計算基準は、以下の通りとする。

1. 普通乗車券:全額運賃を徴収。

2. 愛心票、愛陪票、敬老票および児童票:全票の運賃の半額を徴収し、小数点以下は四捨五入して元単位とする。

(6) 優待列車の乗車券類を購入する時の注意事項は、以下の通りとする。

1. 割引は乗車前の購入に限り適用され、優待以外の乗車券、車内での精算、到着駅での精算では適用されない。

2. 旅客が同等級の全票価格で乗車する場合、差額は払い戻さない。

3. 割引列車の運賃等級が上位の乗車券で乗車する場合、差額は払い戻さない。割引列車の運賃等級が下位の乗車券で乗車する場合は、割引列車の等級の全票価格で精算する。ただし、当社が別途精算を免除する規定または払いもどしを行う規定がある場合は、その規定に従う。

4. 優待列車は、別途公示する場合を除き、団体乗車券を発売しない。

5. 優待列車乗車券の払いもどし、乗車変更規定および期限は、当社が公示する優待列車購入および利用規約の内容に従う。規定がない場合は、本契約の内容に従う。

(7) その他の乗車券類に関しては、各乗車券の利用規約、記載事項または公示に従う。

第16条

旅客は乗車券購入または受け取り後、乗車前に購入証明を申請することができ、乗車券1枚につき証明書1枚を申請する。紛失した場合は再発行しない。その後、旅客が乗車変更または払いもどしを行う場合は、元の乗車券および購入証明を併せて提出しなければならない。

購入証明は旅客との取引の証明としてのみ使用され、購入証明を所持して乗車することは無票乗車とみなされる。旅客が乗車券を紛失した場合も、購入証明を根拠に乗車券の再発行を申請したり、別途乗車券を購入した後に運賃の払いもどしを請求したりすることはできない。

使用済みの乗車券または証明印が押された乗車券は、購入証明とみなされ、別途証明書は発行しない。

第 17 条

旅客は乗車券を購入するか、当社が同意するその他の乗車券を使用し、かつ確実に改札設備で改札を行わなければならない。無票の者または確実に改札設備で改札を行わない者は駅への入場を禁止する。ただし、駅に駅員が配置されておらず、乗車券設備または自動販売機も設置されていない場合はこの限りではなく、乗車後速やかに車掌に精算を申し出なければならない。

車掌に精算を申し出ず、乗車券確認時に初めて精算を申し出た場合は、無票乗車の規定に従って処理し、運賃の 50%を加算徴収することができる。

第 6 章 乗車変更および払いもどし

第 18 条

旅客が各等級列車の乗車券を購入した場合、公示された期間内に払いもどしを申請するか、当社の同意を得て乗車変更を行うことができる。乗車変更は、当社の駅の乗車券類発売窓口または公示された指定場所でのみ可能である。

無料で取得した乗車券は、払いもどしまたは乗車変更はできない。ただし、列車遅延が賠償基準に達した場合、または運行中断の場合、事故発生後 1 年以内に元の乗車券を提示して同等級同区間の列車への変更を申請することができる。

第 19 条

一般乗車券の乗車変更規定は、以下の通りとする。

(1) 対號列車の乗車券は、1 回無料で乗車変更を申請することができ、列車番号、日付、券種、座席の変更に限り、乗車券に記載された出発・到着駅および方向の変更は受け付けない。また、非對號列車の乗車券と對號列車の乗車券間の変更も受け付けない。乗車変更後の乗車券には「換」の文字と元の乗車日が表示され、第 20 条第 1 項第 4 号の払戻手数料計算基準となる。

(2) 前項の無料受付範囲外の場合、および 2 回目の乗車変更申請時には、払いもどしとして処理し、払戻手数料を徴収する。

(3) 旅客が初めて無座位(座席指定なし)の對號列車の乗車券を購入し、有座位(座席指定のある)對號列車の乗車券に変更する場合、その乗車変更は変更回数にカウントしない。

(4) 窓口での乗車変更申請は、所持する乗車券の定刻出発時刻の 30 分前までに行わなければならない。期限を過ぎた場合は、払いもどしとして処理し、払戻手数料を徴収する。

第 20 条

一般乗車券の払戻規定は、以下の通りとする。

- (1) 非対号列車の乗車券は、乗車日当日までに払いもどしを行わなければならない。対号列車の乗車券は、列車出発前までに払いもどしを行わなければならない。期限を過ぎた場合は受け付けない。
- (2) 旅客は、電算化された各駅で払いもどしを行うことができる。当社が公示する代理販売業者から購入した乗車券は、元の代理販売業者で払いもどしを行うことができる。
- (3) 非対号列車または全区間座席指定なし(無座)の対号列車の乗車券の払いもどしを行う場合、払戻手数料は徴収しない。ただし、座席指定のある乗車券が乗車変更により無座乗車券となり、その後払いもどしを申請する場合は本項規定は適用されない。
- (4) 乗車変更後に払いもどしを行う場合、乗車券に記載された元の列車の乗車日に基づいて払戻手数料を計算する。ただし、乗車変更後の日付が元の乗車日より早い場合、乗車変更後の日付に基づいて払戻手数料を計算し、払戻日が元の乗車日を超過する場合は、第 21 条第 1 項に従って払戻手数料を計算する。
- (5) 一部区間の払いもどしを行う場合(エアコン故障、座席故障、重複座席等を含む)、乗車券の額面運賃を距離比で計算し、払戻運賃を算出する。
- (6) 使用済みの乗車券は払いもどしできない。ただし、当社の同意がある場合はこの限りではない。

当社の同意を得て行われる特別払いもどしは、運賃の 10%を手数料として控除し、20 元を下回らないものとする。

第 21 条

払戻手数料の徴収基準は、以下の通りとする。

- (1) 乗車日当日の払いもどし:1 枚あたり運賃の 10%を徴収し、20 元を下回らないものとする。
- (2) 乗車日前日から前々日:1 枚あたり運賃の 5%を徴収し、20 元を下回らないものとする。
- (3) 乗車日前 3 日から前 24 日:1 枚あたり 20 元
- (4) 乗車日前 25 日以降:1 枚あたり 10 元
- (5) 運賃が手数料に満たない場合、運賃は払い戻さず、手数料も徴収しない。

第 22 条

団体乗車券の払いもどしおよび乗車変更規定は、以下の通りとする。

- (1) 非対號列車団体乗車券は、1 人あたり 7 元を払戻手数料として徴収し、列車出発前までに手続きしなければならない。ただし、専用車両を手配している場合は、当該列車の出発時刻の 2 時間前までに駅に払いもどしを申請しなければならず、時間を過ぎた場合は受け付けない。
- (2) 無座の對號列車の団体乗車券は、1 人あたり 7 元を払戻手数料として徴収する。当該列車の出発前までに駅に払いもどしを申請しなければならず、時間を過ぎた場合は受け付けない。
- (3) 座席指定済の對號列車の団体乗車券は、当該列車の出発時刻の 1 時間前までに駅に払いもどしを申請しなければならず、時間を過ぎた場合は受け付けない。また、以下の規定に従って払戻手数料を徴収する。
 1. 乗車日当日より 6 日前まで:1 枚あたり運賃の 30%を徴収し、20 元を下回らないものとする。
 2. 乗車日前 7 日から 20 日前まで:1 枚あたり運賃の 20%を徴収し、20 元を下回らないものとする。
 3. 乗車日前 21 日以上:1 枚あたり運賃の 10%を徴収し、20 元を下回らないものとする。
- (4) 乗車変更後に払いもどしを申請する場合、変更後の乗車日に基づいて手数料を徴収する。
- (5) 座席指定済の對號列車の団体乗車券の一部人数の払いもどしは、回数制限なしとする。無座の對號列車の団体乗車券および非對號列車の団体乗車券の払いもどしは 1 回限りとする。団体乗車券払いもどし後、残りの人数が団体乗車券申込規定人数に達しない場合、全て払いもどしを行わなければならない。
- (6) 對號列車の団体乗車券の購入完了後の乗車変更規定は、以下の通りとする。
 1. 各行程において購入後 10 日(購入日を含まず)以内であれば、列車番号、日付、車種、人数を 1 回変更できる。ただし、団体乗車券の予約受付期間を過ぎている場合は、当社は受け付けない。
 2. 団体人数の減少変更は、減少購入日から乗車日までの日数に応じて払戻手数料を控除する。
 3. 各団体乗車券は、1 回券種変更を申請できる。既に乗車変更を行った場合でも、さらに 1 回券種変更を行うことができる。
 4. 券種変更申請は、当日当該列車の出発時刻の 1 時間前までに行わなければならない。
- (7) 非對號列車の団体乗車券は、乗車変更を受け付けない。

第7章 旅客乗車規定

第23条

旅客は乗車時、当社の承認する有効な乗車券を所持し、乗車券の規定または乗車券記載の情報に従って乗車しなければならない。有効な乗車券を所持しない者は、乗車前に本契約に従って乗車変更または払いもどしを行わなければならない。当社が旅客が無票であること、または失効票で乗車していることを発見した場合、旅客の乗車を拒否することができる。

前項の旅客が既に入場乗車している場合、相当する運賃を精算しなければならない。本契約に別途規定がある場合を除き、元の乗車券、乗車券が使用済みであるか払いもどし期限を過ぎている場合、当社の同意がない限り払いもどしはできない。精算は以下の規定に従って行う。

- (1) 当社の同意なしに、無票で乗車するか、失効票で乗車する者は、運賃または運賃差額を精算しなければならない。正当な理由がない場合は、運賃または運賃差額の50%を加算徴収することができる。
- (2) 当社の同意なしに、旅客が自己で低運賃の列車に乗り換えた場合、差額は払い戻さない。旅客が自己で高運賃の列車に乗り換えた場合、運賃差額を精算しなければならない。運賃差額の50%を加算徴収することができる。ただし、旅客が本項第6款の状況である場合、または優待乗車券を所持している場合は、その規定に従う。
- (3) 旅客が区間外乗車、折り返し乗車を行った区間内は無票規定に従って精算する。ただし、旅客が区間外乗車を行った場合で、元の乗車券の区間距離と区間外乗車区間の距離の合計が10キロメートル以内である場合はこの限りではない。当社の故意または過失によらず旅客が区間外乗車または折り返し乗車を行った場合は、運賃の50%を加算徴収することができる。
- (4) 身分不適合の乗車券または乗車券を所持して乗車する場合、運賃が同じ場合は、検札員が乗車券面に正しい優待身分を記載して旅客に乗車券を返却し、精算は免除する。乗車券の運賃が高い場合は、出場前に検札員が優待身分を記載して精算を免除し、旅客は運賃差額の払いもどしを申請できる。乗車券の運賃が低い場合は、速やかに車掌に運賃差額の精算を申し出なければならない。ただし、乗車券確認時に初めて精算を申し出た場合は、運賃差額の50%を加算徴収することができる。
- (5) 記名式乗車券は本人に限り使用できる。身分証明書を提示しない場合、身分証明書が無効な場合、本人と識別できない場合、または本人以外が使用した場合等は、無票乗車とみなし、始発駅から到着駅までの運賃を再精算し、運賃の50%を加算徴収する。
- (6) 旅客が当日当該列車または車両の乗車券を所持せず、当社が無座乗車券を発売しないと公示している列車番号または車両(例えば、普悠瑪、太魯閣、自強(3000)、団体列車、観光列車、特別列車、ビジネス車両およびファミリー車両等)に乗車した場合、無券乗車とみなし運賃を精算し、運賃の50%を加算徴収する。

精算時、旅客が始発駅を証明できない場合、当該列車の始発駅から計算し、2本以上の列車が10分以内に連続して到着する場合、各列車の始発駅から運賃を計算し、最高運賃を徴収する。乗車車種が不明な場合も同様とする。ただし、当社の同意がある場合はこの限りではない。

旅客が精算を拒否した場合、当社は旅客運送契約を解除または終了することができるか、または法に基づき警察機関に引き渡すことができる。

第 24 条

旅客は当社の係員の乗車券確認に協力しなければならない。

敬老票、愛心票、愛陪票、児童票および記名式乗車券を所持して乗車する場合、政府発行の写真付き(児童健保カードは除く)、身分証明書番号および生年月日が記載された有効な関連身分証明書原本(身分証明書、パスポート、運転免許証、健康保険カードまたは身体障害者証明書等)を携帯し、乗車券原本と併せて確認に供しなければならない。ただし、乗車前に当社が書面で有効な身分証明書を他の方法で代替することに同意した場合はこの限りではない。

検札時に身分証明書を提示しない場合、身分証明書が無効な場合、本人と識別できない場合、または本人以外が使用した場合、身分不適合とみなし、第 23 条の規定に従って精算を行い、後日身分証明書と元の乗車券を提示して払いもどしを行うことは受け付けない。

旅客が検札に協力することを拒否した場合、当社は旅客運送契約を解除または終了することができるか、または法に基づき警察機関に引き渡すことができる。

第 25 条

旅客は乗車時、乗車券に記載された情報または乗車券使用規定に従って乗車しなければならない。乗車券記載の情報または乗車券使用規定に従わない乗車をした者は、本契約または乗車券使用規定に従って精算しなければならない。ただし、当社が署名して同意した場合、または別途公示指示がある場合はこの限りではない。

乗車券が払戻期限を過ぎているか、入場に使用されている場合、払いもどしは行わない。ただし、当社の同意がある場合はこの限りではない。

第 26 条

本契約に別途規定がある場合を除き、旅客は乗車券の有効期間内において、乗車券に記載された出発・到着区間内のいずれの停車駅でも乗車することができる。その未乗区間の運賃は払い戻さない。

旅客は乗車券の有効期間中、中間駅で途中出場時間および駅名を記録された後、1 回途中下車することができ、1 時間以内に再び入場しなければならない。途中出場した駅に限り有効とする。時間を過ぎて入場した場合、または他の駅で再び入場した場合は、再度乗車券を購入しなければならない。元の乗車券の未乗区間は払い戻さない。

以下の行為は本条の途中下車規定に適用されず、残りの区間の運賃は払い戻さない。乗車済区間が元の運賃を超過する場合は、規定に従って精算する。ただし、本契約に別途規定がある場合はこの限りではない。

(1) 旅客が乗車券面の到着駅と運賃が同じ駅に到着した場合

(2) 駅員が配置されていない駅で下車した場合

- (3) 途中駅で出場時間、途中下車駅名が記録されていない乗車券
- (4) 列車番号が指定された対號列車の乗車券で途中停車駅で下車した場合。ただし、異等級券の異等級区間は指定列車でないため、本条第 2 項の規定が引き続き適用される。
- (5) 途中下車が規定回数を超過した場合
- (6) 無料乗車の旅客または無料乗車券を所持する旅客が途中下車した場合

第 27 条

旅客が他の列車に誤乗した場合、誤乗区間の運賃を改めて精算しなければならない。精算券に誤乗の旨が記載されていれば、同方向への誤乗者は元の乗車券に記載された到着駅まで送り返され、逆方向への誤乗者は元の乗車券に記載された出発駅まで送り返される。ただし、第 23 条第 2 項第 6 号に示された列車または車両には引き続き乗車できない。

旅客が同方向の列車に誤乗し、運賃を改めて精算した場合、元の乗車券と精算券を提示することで、重複区間の運賃の払いもどしを駅に申請することができる。1 枚あたり運賃の 10%を手数料として徴収する。ただし、元の乗車券が乗車できなかった場合、誤乗した列車と購入した列車の運行間隔が 30 分を超過する場合、または誤乗前に元の購入した列車に既に搭乗していた場合はこの限りではない。

前項の元の乗車券が目的駅に到着するまでにを過ぎていない場合、第 19 条または第 20 条の規定に従って乗車変更または払いもどしを行うものとする。

第 2 項により誤乗により送り返された旅客が、折り返し駅から出発駅または到着駅の間で下車し、出場した場合、運行中断により運送が不可能になった場合を除き、元の到着駅から途中下車駅までの運賃を精算しなければならない。

第 28 条

旅客が乗車中に傷病により途中下車した場合、関連証明書と元の乗車券を提示することで、未乗区間の運賃の払いもどしを申請ことができ、払戻手数料は徴収しない。ただし、健康上の理由により全区間乗車せず、払いもどしを申請する時間がなかった場合は、乗車日から 1 年以内に医療証明書またはその他の関連書類と乗車券を提示して払いもどしを行うことができ、運賃の 10%を払戻手数料として徴収し、20 元を下回らないものとする。

第 29 条

旅客が乗車に間に合わない場合、以下の規定に従って処理する。

- (1) 乗車に間に合わない場合、乗車券を駅で改札し、乗車日当日の同方向で同等級(以下を含む)の列車に乗車ことができ、座席指定は行わない。当日列車がない場合は、翌日の始発の同等級(以下を含む)の列車に乗車する。駅で改札を受けないで乗車した場合は、無票乗車とみなす。
- (2) 前項の改札で乗車する列車には、当社が無座乗車券を発売しない列車(自由席車両は改札で乗車可能)、

観光列車、団体列車または特別列車は含まれない。

- (3) 乗車に間に合わない場合、追加料金を支払って乗車日当日の上位等級の列車に乗り換えることができる。追加料金を支払った後に払いもどしを申請する場合、追加料金部分に限り、元の乗車券は払いもどし申請を受け付けない。払戻手数料は、追加料金後の等級列車の乗車券運賃で計算する。
- (4) 本項第1款の列車が利用できず、改札で乗車できない場合、元の乗車できない乗車券を提示し、元の乗車できない列車の出発後30分以内に、他の無座乗車券を発売しない列車の同方向、同出発・到着駅の乗車券を再購入することができる。この際、運賃の10%を払戻手数料として徴収し、20元を下回らないものとする。ただし、購入する列車より前に改札可能な列車がある場合はこの限りではない。
- (5) 団体旅客が乗車に間に合わない場合、本条の規定に従って処理する。ただし、当社は輸送能力等の要因により分割して輸送することができる。

第30条

対號列車および非對號列車の乗車券を紛失した場合、以下の規定に従う。

- (1) 乗車券を紛失した場合、再発行および払いもどしは行わない。
- (2) 旅客が乗車前に乗車券を紛失した場合、同日、同出発・到着駅および同方向の乗車券を再購入しなければならない。紛失した乗車券と同一列車番号を原則とし、初めて乗車できる。
- (3) 旅客が乗車中に乗車券を紛失した場合、無票乗車規定に従って運賃を精算し、精算券に紛失の旨を記載する。
- (4) 旅客が紛失した乗車券を発見した場合、発見した乗車券を乗車券の乗車日から1年以内に、再購入した乗車券または精算券と共に駅に提示し、紛失した乗車券の運賃の払いもどしを申請することができる。1枚あたり運賃の10%を払戻手数料として徴収し、20元を下回らないものとする。
- (5) 紛失した乗車券が発見されない場合、運賃は払い戻さない。
- (6) 記名式乗車券を紛失した場合、乗車券を再購入または精算後に乗車しなければならない。紛失した元の乗車券が未使用であり、払いもどしが行われていないことが証明された場合、旅客は再購入した乗車券を提示して運賃の払いもどしを申請することができる。1枚あたり運賃の10%を払戻手数料として徴収し、20元を下回らないものとする。

団体乗車券を紛失した場合、同一区間同一列車の普通乗車券1枚を代替団体乗車券として精算する。団体座席券を紛失した場合、再発行は行わない。

第31条

旅客は当社の同意を得て月台票(入場券)を購入するか、または入場証と交換してホームに入出場することができる。毎回の最長滞留時間は、1時間とする。時間を超過した場合は、「国営台湾鉄道株式会社多機能電子乗

車券乗車運営規定」の同一駅入場・出場精算規則に従って精算を行う。ただし、当社の同意がある場合はこの限りではない。

電子乗車券の滞留時間および罰則は、「国営台湾鉄道株式会社多機能電子乗車券乗車運営規定」に従う。

第 8 章 乗車事故・遅延・特殊状況の処理

第 32 条

天災、事故またはその他の不可抗力事由により運送に支障が生じた場合、または大量の乗客が運送を待っている場合、当社は事故区間、列車の遅延時間を公示する以外に以下の措置を講じることができる。その事由および対応措置を公告、放送または情報表示により旅客に周知する。

- (1) 乗車券の発売駅および内容の停止または制限
- (2) 列車の時刻、停車駅および運行形態の調整
- (3) 列車のデッキ、指定席等の空間を立ち乗り用に開放
- (4) 携帯手荷物の内容の制限
- (5) その他、輸送円滑化のために必要な措置

第 33 条

以下のいずれかの状況に該当する場合、電子乗車券、定期券の旅客はそれぞれの利用規約に従う場合を除き、旅客は発生日から 1 年以内に乗車券を提示して運賃の払いもどしを請求することができ、払戻手数料は徴収しない。

- (1) 車両故障または旅客に責めのない事由により乗車を中止した場合、または所持する乗車券の定刻出発時刻の 2 時間以内に他の列車または車両種別に乗り換えた場合
- (2) 列車運行中断により、始発駅で乗車を中止した場合、または中間駅で乗車を中止した場合
- (3) 列車遅延が 10 分を超過した場合、または出発時刻未定の場合、始発駅で乗車を中止した場合
- (4) 列車運休により、始発駅で乗車を中止した場合

前項各款の払戻運賃基準は、以下の通りとする。

- (1) 始発駅で乗車を中止した場合、実際に徴収した運賃を払い戻す。
- (2) 中間駅で乗車を中止した場合、未乗区間の運賃を払い戻す。

(3) 異なる列車または車両種別に乗り換えた場合、低運賃の車両または列車に乗り換えた場合は、乗り換えた区間の運賃差額を払いもどし、高運賃の車両または列車に乗り換えた場合は、精算を免除する。

(4) 旅客が所持する乗車券に運賃が記載されていないか、ゼロと記載されている場合、当該乗車券に記載された身分区分の全額運賃を実際の徴収運賃とする。ただし、別途規定がある場合は、その規定に従う。

前2項の払戻基準は、旅客が民法およびその他の法律に基づき賠償を請求する権利に影響を及ぼさない。

第1項第3款の旅客が後日申請する場合、自ら当該列車の遅延または出発時刻未定の証明を提出できる場合を除き、全て当社のシステム記録に基づく列車到着時刻を審査基準とする。

第2項第2款の旅客が第17条に従って改札設備を利用しなかったため、中間駅を判断できない場合、また途中下車の証明を提出できない場合、列車中断駅を中間駅として未乗区間の運賃を計算する。

第34条

旅客が当社の列車(A列車)に乗車中に遅延により、購入済みの当社の列車(B列車)に乗り換えできなかった場合、乗車日当日にB列車の乗車券全額払いもどしを行うことができる。ただし、A列車およびB列車が定刻通り乗り換えできない場合、または乗り換え駅での間隔が20分未満の場合はこの限りではない。

第35条

当社が列車時刻表通りに旅客を定刻に送達できなかった場合の遅延賠償および払戻基準、賠償方法については、「国営台湾鉄道株式会社旅客列車遅延賠償規約」および「遅延基準表」に従う。

第36条

旅客が所持する乗車券が破損した場合、新たに購入して乗車しなければならない。ただし、破損した乗車券が完全な乗車券番号を識別できる場合、破損した乗車券と新たに購入した乗車券を提示し、当社が確認後、運賃を払い戻す。

第37条

列車が空調故障の場合、当該列車の座席指定済の乗車券を所持する旅客は、乗車券を提示して空調故障区間の所持する乗車券種別の20%の運賃を計算し、1元未満の端数は四捨五入して旅客に払いもどしを申請することができる。ただし、当社が旅客に同列車内の他の車両の座席を手配した場合、または非対號乗車券を所持している場合は、払いもどしは行わない。

第38条

旅客が座席の重複発売を発見した場合、直ちに車掌またはスタッフに連絡し、車掌に処理を依頼しなければならない。旅客が通知しなかった場合、または車掌が確認できない場合で、当社が発売記録を調査し、座席の重複発売がないことを確認した場合、無座区間の運賃は払い戻さない。

車掌または当社が座席の重複を確認し、かつ同一列車内に振り替え可能な座席がない場合、座席の重複により座席がない旅客は、所持する乗車券種別および重複区間の運賃の20%を払戻申請することができ、1元未満の端数は四捨五入して払い戻す。

第 39 条

旅客が割り当てられた座席の故障を発見した場合、直ちに車掌またはスタッフに連絡し処理を依頼しなければならない。通知しなかった場合、当社が座席故障の記録を確認できない場合、運賃の払いもどしは行わない。

前項の座席故障が確認され、かつ同一列車内に他の座席を手配できない場合、車掌が故障区間を記載した後、乗車区間の運賃の 20%の払いもどしを申請することができる。ただし、座席故障が旅客に帰責できる場合、当社は運賃の払いもどしを行わず、行為者に対し損害賠償を請求することができる。

旅客が非指定席または自己で座席を変更して乗車した場合、座席故障を発見しても、払いもどしは行わない。

第 40 条

乗車券が同時に本契約の複数の払戻基準に該当する場合、まず各項目で払戻運賃を計算し、その後、払戻運賃を合算して計算する。ただし、最高金額は実際に徴収した運賃を超えないものとする。

第 41 条

台湾島に海上台風警報が発令された日から解除された日までの期間の乗車券を購入し、台風の影響により乗車できなかった者は、乗車日から 1 年以内に未使用の乗車券を各駅の乗車券類発売窓口に持参して払いもどしを行うことができ、払戻手数料は徴収しない。

前項の払いもどしを当社の代理発売ルート(コンビニエンスストアや郵便局等)で行う場合、当社の規定に従って手数料が控除され、払いもどしは行われぬ。

第 42 条

当社は、列車運行その他事故により旅客が死亡、傷害または財物の毀損喪失した場合、損害賠償責任を負う。ただし、その事故の発生が当社の過失によるものではないことを証明できる場合、旅客の死亡または傷害に対し、見舞金または医療補助費を酌量して支給する。その損害賠償および補助費の支給は、交通部が公布する「鉄道機関運行その他事故損害賠償及び補助費支給弁法」の規定に従う。

前項の事故の発生が被害者の故意または過失行為による場合は、この限りではない。

第 9 章 携帯品規定(自転車およびペットを含む)

第 43 条

旅客が携行する手荷物および物品は、以下の規定に適合しなければならない。違反した場合、当社は運送を拒否することができる。

(1) 1 人につき最大 2 個まで携行でき、他の旅客の妨げになってはならず、自己で保管および管理しなければならない。

(2) 各辺の長さは150センチメートルを超えてはならず、長さ、幅、高さの合計は220センチメートルを超えてはならない。ただし、車椅子または当社が公示する電動車いすはこの限りではない。旅客が所持する手荷物および物品が収納または折り畳みにより本条の個数およびサイズ制限に適合する場合、全て乗車可能とする。ただし、本条第5款の物品はこの限りではない。

(3) 救急用医療品、旅客の生命維持に必要な医療機器および設備は、乗車前に当社に申請し、携行同意を得た場合、手荷物のサイズ制限を受けない。ただし、当社は輸送能力に応じて適切な列車を手配して運送することができる。

(4) 旅客が風船を携行する場合、入場前に空気を抜いてから乗車しなければならない。

(5) 旅客が危険物、死体、遺骨、遺骨灰および腐敗不潔な物、その他政府または当社が公示する、旅客、鉄道に危害または迷惑を及ぼす恐れのある物品を携行して入場・乗車することはできない。

第44条

旅客が携行する手荷物は自己で保管し、当社は保管責任を負わない。楽器や神像等の手荷物が座席を占有する場合、全票を購入しなければならない。全票を購入しない場合、改めて運賃または運賃差額を精算しなければならない。

前項の手荷物を乗車前に普通乗車券を購入せず、第23条第2項第6号に示された列車の座席を占有した場合、運賃の50%を加算徴収する。

第45条

旅客は動物、蛇類猛獣および旅客に危害を及ぼしたり公衆衛生に影響を与えたりする可能性のある種を駅への入場、出場および乗車に際して携行してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

(1) 猫、犬、うさぎ、魚介類、亀、ペットの鳥類、ネズミ類(家ネズミ、銭ネズミを除く)等の動物を、長さ55cm、幅45cm、高さ38cm以下(車輪およびハンドルを除く)のケージまたはバッグに入れ、完全に梱包され、糞便が漏れる恐れがないようにし、座席の下に置けば携行乗車できる(乗車券を購入した場合も同様)。ペットカートは、車体が収納され手荷物サイズに適合する場合のみ携行乗車できる。

(2) 政府機関の職務犬および訓練犬、盲導犬、聴導犬、介助犬または盲導犬、聴導犬、介助犬の専門訓練員が訓練中に子犬を連れている場合、およびその他法令の規定により携行が認められている場合。

第46条

旅客が自転車を同伴して乗車する場合の規定は、以下の通りとする。

(1) 旅客が自転車を完全に収納し、いかなる部分も露出していない完全梱包の自転車携行袋(他のビニール袋や物品で代用不可)に入れ、完全に収納できない場合は前/後輪を取り外す必要があっても、車輪を完全に自転車携行袋に入れ、手荷物基準のサイズに適合する場合、無料で携行乗車できる。ただし、前述の自転車は通路を妨げない空間または当社が指定する空間に置かなければならない。物品小包運送列車を利用する場合も、荷物車内に置くことはできない。

(2) 旅客が前項の自転車を手荷物サイズを超えて携行する場合、または未梱包または不完全梱包の自転車を携行する場合、当社が公示する両鉄駅で指定列車に乗車するか、荷物室で輸送手続きを行わなければならない。当社が公示する指定列車に乗り換える場合、自転車に対し乗車する列車の普通乗車券の50%の運賃を支払わなければならない。

第47条

旅客が手荷物規定に違反して乗車した場合、以下の規定に従って処理する。

(1) 危険物:最寄りの停車駅で強制的に下車させ、駅敷地外へ退去させる。違法物品に該当する場合は、警察機関に捜査依頼することもでき、運賃は払い戻さない。

(2) 規定違反の手荷物(動物を含む)を携行した場合:1件あたり普通乗車券運賃を徴収するほか、運送契約を終了させ、最寄りの前方停車駅で下車させ、10%の手数料を控除後、残りの運賃を払い戻す。

(3) 自転車:乗車済区間の普通乗車券運賃の違約金を徴収するほか、最寄りの前方両鉄駅で契約を終了させ下車させ、10%の手数料を控除後、残りの運賃を払い戻す。

第10章 付則

第48条

以下は本契約の付則であり、本契約に規定されていない部分は付則を適用し、同一事項に異なる規定がある場合は、付則の条項が優先的に適用される。

- (1) 国営台湾鉄道株式会社旅客列車遅延賠償規約(PDF)
- (2) 国営台湾鉄道株式会社多機能電子乗車券乗車運営規定(PDF)
- (3) 国営台湾鉄道株式会社定期券利用規約(PDF)
- (4) 国営台湾鉄道株式会社連絡乗車券利用規約(PDF)

第49条

消費者相談および消費者紛争処理申告ホットラインおよびウェブサイト:

- (1) 0800-765888(固定電話)
- (2) 02-21910096(携帯電話および固定電話)
- (3) <https://service.railway.gov.tw/rc/Consult.aspx>
- (4) 全国消費者サービスホットライン 1950

(以下余白)